

青森県再犯防止推進計画（案）に寄せられた意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	
1	P2 の図の折れ線グラフ 折れ線グラフ用の右軸の目盛りについて、両者の数値に 5 倍の開きがあり比較できません。同じ目盛間隔となるようにお願いします。	文章修正等	目盛りを両者とも 45.0～49.0 と統一しました。
2	P2 の図の折れ線グラフ【全国】について P1 の 5 段落 3 行目に「平成 24 年 7 月の再犯対策閣僚会議で～「平成 33 年までに 20 パーセント以上減少させる。」との数値目標」と記載されているため、下限値は平成 24 年度の数値－20%が下限値とするのが適正ではないでしょうか。	反映困難	グラフは近年の国及び本県の検挙人数や再犯者率等の推移を示すために作成したものですので、上記の修正のみとします。
3	P2 の図の開始年 P1 の 5 段落 3 行目に「平成 24 年 7 月の犯罪対策閣僚会議で～「平成 33 年までに 20 パーセント以上減少させる。」との数値目標」と記載されているため、開始年は平成 24 年度としてはいかがでしょうか。	反映困難	グラフは近年の国及び本県の検挙人数や再犯者率等の推移を示すために作成したものですので、上記の修正のみとします。
4	P2 の図の縦棒グラフの左軸の目盛り 全国と青森県の人口比は約 1%のため、【青森県】の左軸の目盛りは、全国の 1%に相当する 0～30 人としてはいかがでしょうか。本計画は「再犯防止」の取組ではありますが、本県の検挙人数そのものが少ないことを示すことは重要かと愚考します。	文章修正等	貴見のとおり、修正しました。 グラフの左軸の目盛りが全国・県ともに誤って表記されておりましたので、併せて修正しました。
5	P3 の 2 の第 1 段落 5 行目 再犯の防止等の推進に関する法律の略称については、「推進法」「法」でもよいのではないのでしょうか。（「再犯防止推進法」はあまり省略されていないための提案。）	反映困難	一般的に「再犯防止推進法」と省略されているため、原案のとおりとします。
6	P3 の 2 の第 1, 2 段落 第 1 段落で「国会は」とする一方、第 2 段落で、「国は、」とあり、国会と政府ではなかったこと、また、国会も国であることに変わりはないので、段落を分ける意味は薄いのではないかと思います。第 1 段落と第 2 段落は国の一連の動きであり、段落は分けず、以下のようにはいかがでしょうか。 原案：第 1 段落「国会においては、～制定されました。第 2 段落「そして、国は、～閣議決定しました。」 変更案：第 1 段落「国会においては、～制定され、政府は～閣議決定しました。」（第 1、第 2 段落を結合する）	文章修正等	貴見の趣旨を踏まえ、変更案のとおり修正します。

7	P5の図 裁判所の「保護観察付全部執行猶予」はフォントサイズがかなり小さいので、見やすいようにおおきくしてください（2行にする、角丸四角形を大きくするなど）。 婦人補導院の「仮退院」やP6の「検察官送致（逆送）」も同様です。	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
8	P6の図 「犯罪少年」のフォントのサイズに対し、「ぐ犯少年」「触法少年」のサイズがかなり小さいので、できるだけ大きなサイズでお願いします。	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
9	P5,6の図 成人は「犯罪」という行為、非行少年は「●●少年」という人を赤●に位置付けており、両者の図の出発点が異なります。非行少年の方も「非行」が赤●の記載なのではないでしょうか。ご検討ください。	反映困難	法務省作成「令和元年度版犯罪防止推進白書」より引用した図であるため、原案どおりとします。
10	P7の青森県の目標 政府の基準年が平成24年のため、青森県の基準年も平成24年としてはいかがでしょうか。もしくは、政府が10年間で20%の減少を定めているため、青森県は7年間で14%としてはいかがでしょうか。	反映困難	令和元年を現状値として目標を設定していくこととするので、原案どおりとします。
11	P8の(3)の3行目 P3では「計画策定の趣旨」という表現でしたので、以下のようにしてはいかがでしょうか。 原案：～計画の目的・目標に向けて～ 変更案：～計画の趣旨・目標に向けて～	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
12	P8の(3)の3行目～P9の1行目 再犯防止施策は、本計画のみならず、最終的に再犯率の減少が目標となります。 このため、以下の部分は削除してはいかがでしょうか。（新たに判明した減少に向けた施策が反映できなくなりますし、計画に盛り込んだ施策の推進以外の創意工夫を拒むこととなります。） 原案：～目標に向けて計画に盛り込んだ再犯防止に関する施策を推進し、～ 変更案：～目標に向けて再犯防止に関する施策を推進し、～	反映困難	今後計画に盛り込んだ施策を確実に推進し、効果の検証をしていくこととしたため、原案どおりとします。

13	<p>P8 の最終行 推進法では地方公共団体は努力義務（義務ではない）ため、以下のようにお願いできないでしょうか。 原案：施策の推進を求めていきます。 変更案：施策の推進に努めていきます。</p>	反映困難	<p>地方自治体は努力義務となっていますが、ほとんど全ての県・政令指定都市では計画の策定がされており、今後計画推進のためには市町村の取組が不可欠であることから、原案どおりとします。</p>
14	<p>P8～9 1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備 （２）具体的施策「〇市町村における再犯防止推進計画の策定推進」について、更生保護活動及び更生保護ボランティアへの支援、保護司のなり手不足、保護司の面接場所の確保のための市町村公共施設などの提供、“社会を明るくする運動”への協力支援などの具体的内容を含めて、市町村に対する再犯防止推進計画の策定や再犯防止に関する施策の推進を求めていただきたいと思います。</p>	その他	<p>市町村に対しては国の通知や広報誌、他県の情報等の提供を行い、計画策定や施策の推進を求めていくこととします。 具体的な事項については、今後関係団体や関係機関の意見を伺いながら整理したいと考えており、原案どおりとします。</p>
15	<p>P10 の2(1)の〇の第2段落 国の労働力調査の労働人口比率によれば、15歳以上の労働力人口比率は令和3年2月で61.9%となっており、非労働力が38.1%です。このため、4割が無職ということを取り上げるのはいかがなものかと思えます。（極端に高いとまではいえない。もちろん、生産年齢人口であれば高いといえるが、年齢を限定する必要がある。）</p>	反映困難	<p>令和元年度の青森刑務所への再入者の7割が再犯時に無職であったことを踏まえての記載であり、原案どおりとします。</p>
16	<p>P11 の〇の表 全国比較をする際、人口に対して企業数が高県より多い場合と少ない場合があります。また、出所者を受け入れるかどうかは雇用主次第であることから、協力雇用主の増加は、人口比ではなく、企業数との比ではないでしょうか。ちなみに国の中小企業庁の統計と本表の比較から、企業数の1%の雇用主が協力していただけることが重要ではないかと思えます。（本県は0.4%程度）</p>	反映困難	<p>企業数が同程度の東北他県と比べても協力雇用主は低い結果となっていますので、原案どおりとします。</p>

17	<p>P10～12 2 就労の確保について</p> <p>(2) 課題において、「協力雇用主への登録企業の増加を図るとともに、雇用のマッチングに力を入れる等、実際に就労する者の増加を図る必要がある」と指摘しています。そして、(3) 具体的施策には、「県の建設工事競争入札参加資格審査の加点措置」を導入することにより、協力雇用主の認知度が高まり、建設業の協力雇用主の増加が見込まれるなど有効な施策と思われます。</p> <p>しかしながら、その導入により建設業の協力雇用主の増加は見込まれますが、雇用のマッチングを考えると建設業に限らず他業種の協力雇用主が必要とされます。県の役務・物品の調達など入札についても加点措置を導入していただくことにより、さらに協力雇用主と実際に就労する者の増加につながると思います。また、協力雇用主が再犯防止にとって貴重な存在であることを県民が理解することが大切であり、協力雇用主が果たす役割などを広く周知する必要があると思います。</p> <p>以上から、入札参加資格に関連する限られた事業者だけではなく、協力雇用主全体に対する優遇制度の導入、そして県民全体に広く協力雇用主に対する認知度を高めるための具体的な方策を計画に盛り込むようお願いいたします。</p>	反映困難	<p>県の建設工事競争入札参加資格審査の加点措置については、この計画策定により新たに導入する制度となるため、まずはこの制度を定着させることを優先します。他業種への同様の制度導入については、関係機関との調整が必要なことから、今後検討していきたいと考えます。</p>
18	<p>P12 の(2)の1行目、P22 の○国の取組の1行目、P26 の○の2行目、P39 の保護司(会)の2行目</p> <p>「、(カンマ)」を「、(読点)」に修正をお願いします。</p>	文章修正等	<p>貴見のとおり、修正します。</p>
19	<p>P12 の(2)の第2段落</p> <p>「なかなか」は口語的にみえるため、「あまり」「まだ」などとしてはいかがでしょうか。</p>	文章修正等	<p>貴見のとおり、修正します。</p>
20	<p>P14 の3(1)</p> <p>本文及び図から、令和元年度は 入所者数－退所者数＝-10人 となっており、単年度では収容人数には問題ないように見えますが、そのように理解してよろしいでしょうか。(更生保護施設の拡大・収容定員の増加などは不要と考えてよいかも)</p>	その他	<p>本文に記載している17人については、社会福祉施設入所者を含めたものです。プラザあすなろの収容定員は15名であり、入所と退所の入れ替わりにより、定員数の中で運営されています。</p>

21	<p>P15の2行目 P3にあるとおり、以下のように変更をお願いします。 原案：また、<u>再犯防止等の推進に関する法律</u>に基づく犯罪をした者等の～ 変更案：また、<u>再犯防止推進法</u>に基づく犯罪をした者等の～</p>	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
22	<p>P16の4(1)アの3行目 高齢者割合が3割を超えるのは、高齢化によるものですので、以下のように補強することが可能ならお願いしたいです(類似の表現として、P19の5(1)の「人口減少に伴う少子化を反映して」がある)。ちなみに政府の人口推計で20歳以上の人口に対する65歳以上の割合は、2019年度以降34%を超えている模様です。 原案：～統計を見ると、3割以上で推移しています。 変更案：～統計を見ると、<u>高齢化を反映して</u>3割以上で推移しています。</p>	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
23	<p>P22～P24 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発の促進について (1) 民間協力者の活動の促進 イ課題において、「保護司のなり手の確保が難しくなっている」ことについて、ウ具体的施策の「○保護司等のなり手確保のための支援」は有効であり、県内各地で県職員や県職員退職者に保護司になっていただけることは素晴らしいことです。しかしながら、保護司のなり手不足の理由として、保護司活動の環境を充実させる必要があると思います。保護司は保護観察を受けている人との面接が職務としてあり、その面接場所の確保が難しいことから、保護司のなり手不足につながっています。自宅を面接場所として提供できる方もいますが、やはり面接場所として公共施設が望まれています。保護司の面接場所として、県の庁舎・公共施設などを使わせていただくことも検討していただきたいと思います。 以上の保護司の面接場所を含め、民間協力者の活動の促進として、民間協力者の研修会議や研修などに使用できる県の所有施設を提供していただければ、直接的な支援に繋がりますので、計画に盛り込むようお願いいたします。</p>	反映困難	保護司の活動や民間団体の活動に関する具体的な支援については、関係者との協議が必要であるため、原案どおりとします。なお、保護司の面接場所の確保については、今後の施策の実施にあたっての一提案として参考とさせていただきます。
24	<p>P28以降の第一条、第六条の第1項・第3項、第二十四条2行以降はぶら下げで1文字後退させてください。</p>	文章修正等	貴見のとおり、修正します。

25	P35 の協力雇用主、P39 の保護観察所 2 行目以降は字下げをしないで戻してください。	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
26	P36 の高等学校等就学支援金制度、P37 の少年非行防止 JUMP チーム、少年非行防止リトル JUMP チーム 文末をです・ます調から、である調に修正してください。	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
27	P39 の学び直し支援金制度 文末を句点で結んでください。	文章修正等	貴見のとおり、修正します。
28	ボランティアへの支援 P19, 20, 22, 23 のボランティアについて、交通費や食事代等を支給する有償ボランティアとして支援するとともに、県税の増税により費用を県民で賄っていくことをご検討ください（県民の安全・安心にご協力いただく貴重な方々なので）。	反映困難	予算が必要となるものに関しては今後課題や優先順位等を検討していきたいと考えます。 ボランティア確保対策の一策として承りました。